

### 国民健康保険運営協議会

#### 委員を募集します

国民健康保険の被保険者の中から国民健康保険運営協議会委員を募集します。

この協議会は、あきる野市国民健康保険条例に基づき、国民健康保険制度の適正かつ円滑な運営を推進することを目的として、制度に関する重要事項について、市長の諮問を受けて審議するものです。

応募資格 市内在住で、国民健康保険に加入されている20歳以上の方(10月1日現在) 募集人員 4人 任期 12月1日～平成27年11月30日

### 国民年金保険料は前納がお得です

国民年金保険料には、保険料をまとめて納めると割引になる「前納制度」があります。10月分から平成26年3月分まで(6か月分)をまとめて納めると、毎月納めるよりも730円割引になります(保険料額が9万2400円から8万9510円になります)。

納付場所 金融機関(郵便局を含む)、コンビニエンスストア  
納付期限 10月31日(木)  
問合せ 保険年金課年金係  
青梅年金事務所(0428・30・3410)

### 障がいのある方にヘルプカードを配付します

ヘルプカードは、東日本大震災において、障がいのある方が避難所などで意志疎通などに苦勞した体験などを教訓に、援助を必要とする障がいのある方が携帯し、災害時や緊急時、日常の困ったときに、周囲の方に提示することで、自己の障がいへの理解や手助けをお願いするためのカードです。ヘルプカードの利用を希望される方は、10月1日(火)から配付しますので、障がい者支援課でお受け取りください。

ヘルプカードを持っている方が困っているのを見かけたときやヘルプカードの提示を受けたときには、ヘルプカードの裏面に手助けしてほしい内容や緊急連絡先などが記載されていますので、手助けや配慮の協力をお願いします。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(通称「障害者虐待防止法」)の施行から10月1日1年が経過しました。市では、障がい者の権利利益の擁護のため「あきる野市障害者虐待防止センター」を設立し、24時間365日体制で障がい者虐待の通報、届出、相談などの受付を実施し、対応を図っています。

### 障がい者虐待の防止について

心理的虐待：脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与える行為  
放棄・放任：食事や排泄、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービス・医療・教育を受けさせない、などによって障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させたり、不当に保持しない行為  
経済的虐待：本人の同意なしに財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する行為  
通報・相談 あきる野市障害者虐待防止センター「二宮670 秋川健康会館内、専用電話090・8117・5234(24時間対応)、☎532・1794」  
問合せ 障がい者支援課障がい者相談係

### 浄化槽を お使いの皆さんへ

浄化槽は、生活環境の保全や公衆衛生の向上に必要な施設です。適正に維持管理を行わないと、排水を処理する機能が低下し、悪臭の発生や水質の悪化の原因になります。そこで浄化槽法では、浄化槽を使用する方が行うべき3つの義務を定めています。

保守点検：都に登録した専門業者が定期的に実施する点検作業  
清掃：市町村の許可を受けた業者が実施する浄化槽の清掃作業  
法定検査：知事が指定した機関が実施する、と の実施

### 状況などを確認する検査 皆さんの快適な生活のために、 を実施し、適正な維持管理を行うようお願いいたします。

下水道接続などにより浄化槽の使用を廃止した場合は、30日以内に届出をお願いします。  
問合せ 多摩環境事務所廃棄物対策課 浄化槽係(528・2692)  
生活環境課生活環境係

市では、合併処理浄化槽設置費用の一部を補助しています。合併処理浄化槽は、生活雑排水と尿を併せて浄化処理ができる、いわば小型の下水処理場と言えるものです。設置することにより快適な生活環境をつくることにも、清流を保全することができます。

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の 手当額改定のお知らせ  
特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当が平成25年10月分から次のとおり変更になります。

特別障害者手当 平成25年10月分から月額2万6080円  
(平成25年9月分まで2万6260円)  
障害児福祉手当 平成25年10月分から月額1万4180円  
(平成25年9月分まで1万4280円)  
経過的福祉手当 平成25年10月分から月額1万4180円  
(平成25年9月分まで1万4280円)  
問合せ 障がい者支援課障がい者相談係

特別児童扶養手当・児童扶養手当の 手当額改定のお知らせ  
特別児童扶養手当(20歳未満の心身に障がいのある児童を養育している方が対象)と児童扶養手当(児童を養育しているひとり親家庭の母か父などが対象)の額が10月分からのとおり変更になります。  
特別児童扶養手当  
1級：平成25年10月分から月額5万5000円(平成25年9月分まで5万4000円)  
2級：平成25年10月分から月額3万3330円(平成25年9月分まで3万3570円)  
児童扶養手当  
全部支給：平成25年10月分から月額4万1140円(平成25年9月分まで4万1430円)  
一部支給：平成25年10月分から月額4万1130円(平成25年9月分まで4万1420円)～9780円  
問合せ 子育て支援課子育て支援係

### チャイムの時刻の変更

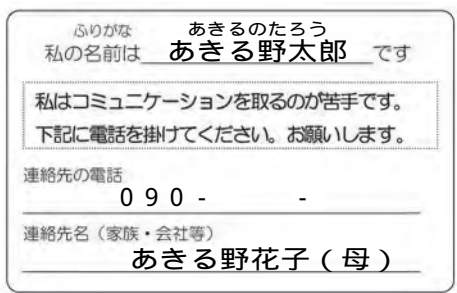
10月1日(火)から、防災行政無線のチャイム放送時刻を午後4時30分に変更します。  
問合せ 地域防災課防災安全係

### チャイムの時刻の変更

10月1日(火)から、防災行政無線のチャイム放送時刻を午後4時30分に変更します。  
問合せ 地域防災課防災安全係



(表面)



(裏面の1例)